

仕 様 書

1 業務名

令和 6 年度鳥取県特定技能外国人（介護）マッチング支援業務委託（以下「本件業務」という。）

2 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的

本件業務は、特定技能外国人の受入れを希望する県内介護施設・事業所等（以下「介護施設等」）と県内介護施設等で就労を希望する特定技能外国人を対象としたマッチング及び定着支援を行い、外国人介護人材の確保及び定着を図ることを目的とする。

4 業務の内容

(1) 事業説明会等による本件業務の周知及び参加介護施設等の募集

- ・ 県内介護施設等を対象とした事業説明会等を開催し、本件業務の趣旨・目的に加え、事業の内容や具体的なスケジュール、特定技能外国人の受入れに必要な準備、費用負担等について説明すること。
- ・ 本件業務の対象となる介護施設等は、県内に所在する指定介護保険事業所のうち、特定技能外国人の受入対象の事業所とする。
- ・ 事業説明会等の開催については、会場型、オンライン型のいずれの方式での開催でも可とするが、必要な会場、必要な機材等は受託業者が手配・準備すること。
- ・ 事業説明会等の開催に際しては、対象となる介護施設等に対し、事業内容及び説明会等に係るチラシ等を作成・発送する等、可能な限り周知すること。

(2) 特定技能外国人(介護)の募集及び県内介護施設等とのマッチング

- ・ 介護職種での特定技能試験に合格した特定技能外国人または近々合格する見込みのある外国人のうち、本県介護施設等への就労を希望する外国人材を募集し、上記（1）で募集した介護施設等とのマッチングを実施する。
- ・ 介護施設等の要望等に沿う柔軟な人材紹介が可能となるよう複数の国からの送り出しを設定すること。
- ・ 特定技能外国人の募集にあたっては、（1）で募集した受入れを希望する介護施設等の雇用条件のほか、本県及び介護施設等の所在地域の魅力等に係る発信・情報提供を十分に行うこと。
- ・ 募集する特定技能外国人については、海外で実施した試験か日本国内で実施した試験かを問わず、海外現地在住の外国人を対象とすること。
- ・ 介護施設等とのマッチングが成立する外国人数について、20 名程度を目標数として募集を行うこと。なお、就労期間中に介護福祉士国家試験の受験を希望する者を優先することとし、目標数を上回る受入希望があった場合にも柔軟に対応すること。
- ・ 募集した特定技能外国人と、（1）で募集した県内介護施設等との間でマッチングを行うため、面接会を開催すること。
- ・ 面接会については、対面型、オンライン型のいずれの形式での開催でも可とするが、必要な会場、機材等は、受託者が手配・準備すること。
- ・ 面接会の開催前に求人票作成方法、質問の仕方等、県内介護施設等に対して必要な助言支援を行うこと。

(3) マッチングの成立した特定技能外国人(介護)の入国までの支援や入国後の職場定着支援

- ・ マッチングの成立した特定技能外国人を対象に、入国前に職場・地域定着支援に向けた事前研修を行うこと。
- ・ マッチングの成立した県内介護施設等を対象に、特定技能外国人の受入れに際しての心構え等に関

する研修や、受入予定者とのオンライン交流会等を行い、定着計画の策定等特定技能外国人の定着支援を実施すること。

- ・上記の特定技能外国人又は県内介護施設等を対象とした研修については、オンライン型での開催も可とするが、必要な会場、機材等は受託者が手配・準備すること。
- ・特定技能外国人の受入れに際して、マッチングの成立した県内介護施設等に対し、受入れ機関に求められている義務的支援（※）を代行する登録支援機関を紹介すること。ただし、既に特定技能外国人の受入実績がある等の理由により、登録支援機関の代行または紹介が不要な場合を除く。

（※）義務的支援：事前ガイダンス、入国手続きに係る支援、入国時の空港等と事業所又は住居への送迎、住居確保・生活に必要な契約支援、生活オリエンテーション、公的手続きへの同行、日本語学習機会の提供、苦情・相談への対応、日本人との交流促進等）

5 その他

- （1）本件業務の遂行にあたっては、委託者と随時協議・調整を行うこと。また、十分な業務経験を有する人員・体制を整え、予算及び進行管理を行うこと。
- （2）特定技能外国人と県内介護施設等とのマッチングに係る経費（現地面接会参加に係る費用やマッチング成立時における人材紹介料等）及び特定技能外国人の受入れに係る経費（入国手続きに係る書類作成費、渡航費、登録支援機関費用等）については、全て介護施設等が負担することを前提としていることから、その点を上記4（1）説明会等において、誤認が生じないように明確に説明すること。
- （3）本件業務の実施状況の確認のため、委託者が特定技能外国人の募集、研修等を行った機関等の視察を行う場合には、協力すること。
- （4）受託者は本件業務について再委託をしてはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し事前に委託者に報告し承認を得た場合はこの限りでない。
- （5）受託者は、本件業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- （6）受託者は、本件業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し又は第三者に提供してはならない。
- （7）委託者は、本件業務が完全に履行された場合に委託料を払う。履行されない内容がある場合、又は履行内容が企画提案書の内容と著しく異なった場合には、委託料の全部又は一部を払わないので、あらかじめ注意すること。
- （8）本件業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、委託者と協議を行うこと。